平成　　年　　月　　日

従業員各位

株式会社

総務部長

平成27年度の健康保険料率・介護保険料率について（お知らせ）

　毎日のお仕事お疲れ様です。例年、3月分（4月支給分）給与より変更になる協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率ですが、平成27年度については、下記の通り、変更時期がずれる可能性が高いとの公表がありました。また、現在のところ、保険料率がどのようになるか、決定されていないとのことです。詳細な情報がわかりましたら、改めてお知らせします。

記

1．健康保険料率・介護保険料率の変更時期

　　例年：3月分（4月支給分）給与より変更

　　　　　　　　　　↓

　平成27年度：4月分（5月支給分）給与より変更

　※衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が例年より遅れたため

2．平成27年度の健康保険料率・介護保険料率

　現在のところ未定

以上